

令和5年2月28日
 スポーツ推進部
 スポーツ施設課

世田谷区立総合運動場トレーニングルームへの回数券の導入について

1. 主旨

総合運動場トレーニングルームは、日常のトレーニングや健康づくりなど区民に身近に利用されている施設である。昨年6月には大蔵第二運動場トレーニングルームと合わせトレーニング機器を更新し、サービス向上を図ってきたところである。

一方で、総合運動場温水プールや大蔵第二運動場トレーニングルーム、千歳温水プール（トレーニングルームを含む。）では、既に回数券が導入されており、利用者からは当該施設にも回数券の導入を望む声がある。

このことを踏まえ、利用者ニーズに応えるとともに施設の利用促進を図るため、当該施設への回数券の導入を行う。

2. 導入内容

世田谷区立総合運動場条例施行規則別表第4の備考に定める回数券の利用対象施設にトレーニングルームを追加する。

回数券の発行価格

1,000円（1,100円分利用可）

3,000円（3,300円分利用可）

なお、回数券は施設専用のICカード式を予定している。

（参考）総合運動場トレーニングルーム利用料金

	1時間以内	2時間以内
高齢者（65歳以上）・障害者	80円	150円
上記以外	260円	520円

3. 今後のスケジュール（予定）

令和5年3月6日 世田谷区立総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則公布
 7日～ 区ホームページ、(公財)世田谷区スポーツ振興財団ホームページ、現地へのポスター掲示等により周知
 せたがや文化・スポーツ情報ガイド（区のおしらせ3月25日号折り込み）
 4月1日 施行

世田谷区立総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立総合運動場条例施行規則 平成20年3月31日規則第50号</p> <p>改正</p> <p>平成20年6月30日規則第62号 平成20年12月9日規則第94号 平成27年12月7日規則第112号 平成27年12月28日規則第121号 平成28年6月30日規則第89号 平成28年9月29日規則第100号 平成30年3月6日規則第16号 <u>令和5年3月6日規則第〇号</u></p> <p>世田谷区立総合運動場条例施行規則 (省略)</p> <p>(武道場等の個人による使用の手続)</p> <p>第6条 次に掲げる施設(以下「武道場等」という。)を個人で使用しようとする者は、使用しようとする日の1月前の日(該当する日がないときは、使用しようとする日の属する月の初日)から使用しようとする日の前日までの間に、申込書により指定管理者に申請をしなければならない。</p> <p>(1) 体育館(第1武道場(畳)、第2武道場(床)、弓道場、エアライフル場、体育室及び会議室兼軽運動室)</p> <p>(2) 洋弓場</p> <p>(3) 陸上競技場</p> <p>2 前条第4項及び第5項の規定は、武道場等の個人による使用の承認手続について準用する。</p> <p>3 武道場等を個人で使用しようとする者は、使用当日に条例第16条</p>	<p>○世田谷区立総合運動場条例施行規則 平成20年3月31日規則第50号</p> <p>改正</p> <p>平成20年6月30日規則第62号 平成20年12月9日規則第94号 平成27年12月7日規則第112号 平成27年12月28日規則第121号 平成28年6月30日規則第89号 平成28年9月29日規則第100号 平成30年3月6日規則第16号</p> <p>世田谷区立総合運動場条例施行規則 (省略)</p> <p>(武道場等の個人による使用の手続)</p> <p>第6条 次に掲げる施設(以下「武道場等」という。)を個人で使用しようとする者は、使用しようとする日の1月前の日(該当する日がないときは、使用しようとする日の属する月の初日)から使用しようとする日の前日までの間に、申込書により指定管理者に申請をしなければならない。</p> <p>(1) 体育館(第1武道場(畳)、第2武道場(床)、弓道場、エアライフル場、体育室及び会議室兼軽運動室)</p> <p>(2) 洋弓場</p> <p>(3) 陸上競技場</p> <p>2 前条第4項及び第5項の規定は、武道場等の個人による使用の承認手続について準用する。</p> <p>3 武道場等を個人で使用しようとする者は、使用当日に条例第16条</p>

改正後	改正前
<p>に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を納付し、施設利用券の交付を受けなければならない。</p>	<p>に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を納付し、施設利用券の交付を受けなければならない。</p>
<p>4 施設利用券の有効期間は、前項の規定により交付を受けた当日限りとする。</p>	<p>4 施設利用券の有効期間は、前項の規定により交付を受けた当日限りとする。</p>
<p>5 武道場等を個人で使用する者は、使用に際し、施設利用券を係員に提出しなければならない。</p>	<p>5 武道場等を個人で使用する者は、使用に際し、施設利用券を係員に提出しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(トレーニングルームの使用の手続)</p>	<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(トレーニングルームの使用の手続)</p>
<p><u>第7条 体育館（トレーニングルーム）を使用しようとする者は、利用料金を納付し、トレーニングルーム利用券（以下「利用券」という。）又は条例第17条第1項に規定する回数券（以下「回数券」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、回数券の交付を受けた者は、使用当日、回数券と引換えに利用券の交付を受けなければならない。</u></p>	<p>第7条 前条第3項から第5項までの規定は、体育館（トレーニングルーム）の使用の手続について準用する。</p>
<p><u>2 利用券の有効期間は、前項の規定により交付を受けた当日限りとする。</u></p>	
<p><u>3 体育館（トレーニングルーム）を使用する者は、使用に際し、利用券を係員に提出しなければならない。</u></p>	
<p><u>4 前3項の規定にかかわらず、利用料金の免除を受けた者に係る使用の手続は、指定管理者が別に定めるところによる。</u></p>	
<p>(水泳場の団体による使用)</p>	<p>(水泳場の団体による使用)</p>
<p>第8条 水泳場を団体が使用する場合において、同時に使用を承認することができるコースの数は、50メートルプールにあっては4コース、25メートルプールにあっては3コースを限度とする。ただし、指定管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>第8条 水泳場を団体が使用する場合において、同時に使用を承認することができるコースの数は、50メートルプールにあっては4コース、25メートルプールにあっては3コースを限度とする。ただし、指定管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>(水泳場の個人による使用の手続)</p>	<p>(水泳場の個人による使用の手続)</p>
<p><u>第9条 第7条の規定は、水泳場の個人による使用の手続について準用する。この場合において、同条第1項中「体育館（トレーニング</u></p>	<p>第9条 水泳場を個人でしようとする者は、利用料金を納付し、温水プール利用券（以下「利用券」という。）又は条例第17条第1</p>

改正後	改正前												
<p><u>ルーム)を」とあるのは「水泳場を個人で」と、「トレーニングルーム利用券」とあるのは「温水プール利用券」と、同条第3項中「体育館(トレーニングルーム)を」とあるのは「水泳場を個人で」と、同条第4項中「の免除」とあるのは「が無料である者及び利用料金の免除」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 利用券の有効期間は、前項の規定により交付し、又は引き換えた当日限りとする。</p> <p>3 水泳場を個人で使用する者は、使用に際し、利用券を係員に提出しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、利用料金が無料である者及び利用料金の免除を受けた者に係る使用の手続は、指定管理者が別に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>項に規定する回数券（以下「回数券」という。）の交付を受けなければならない。この場合において、回数券の交付を受けた者は、使用当日、回数券を利用券に引き換えなければならない。</p> <p>2 利用券の有効期間は、前項の規定により交付し、又は引き換えた当日限りとする。</p> <p>3 水泳場を個人で使用する者は、使用に際し、利用券を係員に提出しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、利用料金が無料である者及び利用料金の免除を受けた者に係る使用の手続は、指定管理者が別に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>												
<p><u>附則</u></p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>													
<p>別表第4（第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="170 979 1066 1117"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発行価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10円券 110枚分</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>10円券 330枚分</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発行価額	10円券 110枚分	1,000円	10円券 330枚分	3,000円	<p>別表第4（第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1169 979 2065 1117"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発行価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10円券 110枚分</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>10円券 330枚分</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発行価額	10円券 110枚分	1,000円	10円券 330枚分	3,000円
種類	発行価額												
10円券 110枚分	1,000円												
10円券 330枚分	3,000円												
種類	発行価額												
10円券 110枚分	1,000円												
10円券 330枚分	3,000円												
<p>備考 回数券は、<u>体育館(トレーニングルーム)又は水泳場を個人で使用する場合に限り、使用することができる。</u></p>	<p>備考 回数券は、水泳場を個人で使用する場合に限る。</p>												